

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、所沢都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 変更の必要性

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び既決定の生産緑地地区に隣接する農地の新たな指定により、所沢都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更する必要があります。

2 変更の内容

買取申出による生産緑地地区の面積及び区域の変更又は廃止並びに追加指定の申出による既決定の生産緑地地区の面積及び区域の変更又は区域のみの変更を行うものです。